

福島県電気自動車導入推進事業補助金 に係る財産処分に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福島県電気自動車導入推進事業補助金交付事務取扱要領（以下、「要領」という）第19条に基づき、要領第13条第5項における補助金の返還等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象車両

要領第8条による交付決定を受けた車両をいう。

(2) 補助事業者

県からの補助を受け、本事業に係る事務を行う者をいう。

(3) 交付申請者

補助事業者に対して補助金の交付申請を行う者をいう。

(4) 財産処分

次に掲げる行為をいう。

ア 転用

補助対象車両の所有者の変更を伴わない目的外の使用。

イ 譲渡

補助対象車両の所有者の変更。

ウ 交換

補助対象車両と他人の所有する他の財産との交換。

エ 貸付

補助対象車両の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

オ 廃棄

補助対象車両の使用を止め、廃棄処分をすること。

(補助金の返還)

第3条 交付申請者は、別表第1に定める財産処分について、要領第13条第1項の規定により財産処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ要領第12号様式（取得財産処分承認申請書）に別表第1の書類を添えて補助事業者に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による財産処分の承認の申請を受けた場合に、要領第13条第5項の規定に基づき補助金額の一部の返還を求めるときは、補助額に処分制限期間に対する残存期間（処分制限期間から経過期間を差し引いた月数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむをえない事由によるものとして別表第2に掲げるものにあつては、補助事業者は補助金の返還を求めないものとする。

- 3 本事業に係る補助事業者の事業実施期間が終了しているときは、第1項から第2項中に「補助事業者」とあるのは「県」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

附 則

この基準は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	財産処分	必要書類
1	天災等により走行不能となり抹消処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
2	過失のない事故により走行不能となり抹消処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書（免責証書）、示談書等の、記名・捺印があるもの。 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの） ・クリーンエネルギー自動車インフラ 導入促進補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの
3	申請者死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する場合（相続人が県内に住民票を有すること等の要件を満たす必要がある）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の除籍を証明する書類 ・申請者と相続人の続柄を証明する書類 ・変更後の車検証 ・リース契約書の承継契約書
4	その他の場合	・県が指定する書類

別表第2（第3条関係）

	財産処分
1	天災等により走行不能となり抹消処分する場合
2	過失のない事故により走行不能となり抹消処分する場合
3	申請者死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する場合（相続人が県内に住民票を有すること等の要件を満たす必要がある）
4	その他県が特に認める場合

